

現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱い要領

制定 令和 4 年 5 月 3 0 日

別府市告示第 2 7 7 号

改正 令和 5 年 3 月 8 日

別府市告示第 5 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、別府市公共工事請負契約約款（平成 2 3 年別府市告示第 1 9 9 号。以下「約款」という。）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）における現場代理人の常駐義務を緩和することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務の緩和)

第 2 条 約款第 1 0 条第 2 項の規定にかかわらず、現場代理人は、発注者との連絡体制が確保されている場合は、次に掲げる期間は、工事現場に常駐することを要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 発注者が約款第 3 1 条第 1 項の規定による通知を受けた日から同条第 4 項の規定による引渡しを受けるまでの期間

(他の建設工事の現場代理人の兼任)

第 3 条 約款第 1 0 条第 2 項の規定にかかわらず、現場代理人は、次に掲げる要件を全て満たす場合は、他の建設工事の現場代理人を兼任することができるものとする。ただし、工事の難度、付近の交通状況その他の要因のため常駐義務の緩和が適当でない等の事由により、兼任が可能な建設工事である旨が特記仕様書等に明示されていない場合は、この限りでない。

- (1) 現場代理人は、兼任するいずれかの工事現場に常駐すること。
- (2) 兼任するいずれの建設工事も、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ア 本市（別府市上下水道局を含む。）が発注したものであること。
 - イ 別表に掲げる建設工事であること。
 - ウ 建設工事の種類が全て同一であること。
 - エ 現場代理人を兼任することにより、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が、困難にならないこと。
 - オ 発注者との連絡体制が確保されていること。

- 2 前項の規定により兼任することができる建設工事の件数は2件とする。ただし、災害復旧工事、緊急工事等その他発注者が認める場合においては、3件まで兼任することができるものとする。

（現場代理人の常駐義務緩和手続）

第4条 受注者は、第2条の規定により工事現場に現場代理人を常駐させない場合は、現場代理人の常駐しない期間その他必要な事項を記載した書類を発注者に提出しなければならない。常駐しない期間を変更したときも同様とする。

- 2 受注者は、前条第1項の規定により現場代理人が複数の建設工事の現場代理人を兼任する場合は、兼任する工事名その他必要な事項を記載した書類を発注者に提出しなければならない

附 則（令和4年5月30日別府市告示第277号）

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月8日別府市告示第56号）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

建設工事の種類	格付け
土木一式工事	D等級
建築一式工事	D等級
電気工事	C等級
管工事	C等級
舗装工事	C等級